

(別添1) [企業から報告があった内容の概要1]

製造(販売)企業	事案の概要	対象台数及び企業による検証状況	関係企業(製造企業から供給を受け販売した企業)
エレベーター		()内はエレベーター強度検証法上の強度不足のおそれがある台数	
(株)エーステック (兵庫県神戸市)	<p>自社で製造しているエレベーターについて、設計図書上のSS400材使用部位に異なる鋼板(SPHC材)が使用された可能性がある。</p> <p>対象部位:かご床版、かご下枠、シーブ受梁、ロープヒッチフレーム</p> <p>部品製造委託先企業(MOON&SUN CORPORATION:韓国)が設計図書と異なる鋼種を発注したため、SPHC材が使用された。</p>	12台 (0台)	(株)エーステックが強度の低い鋼材が使用されたと仮定して再度強度計算を行った結果、建築基準法に定める基準に対し強度が不足しているエレベーターはなかった。
(株)エレベータシステムズ (東京都豊島区)	<p>自社で製造しているエレベーターについて、設計図書上のSS400材使用部位に異なる鋼板(SPHC材)が使用された可能性がある。</p> <p>対象部位:かご床版、かご上枠、かご下枠</p> <p>自社が明確な指示なく鋼材を発注したため、SPHC材が納入された。</p>	11台 (0台)	(株)エレベータシステムズが強度の低い鋼材が使用されたと仮定して再度強度計算を行った結果、建築基準法に定める基準に対し強度が不足しているエレベーターはなかった。
三洋輸送機工業(株) (兵庫県尼崎市)	<p>自社で製造しているエレベーターについて、設計図書上のSS400材使用部位に異なる鋼板(SPHC材)が使用された可能性がある。</p> <p>対象部位:かご床版、かご下枠、かご吊り車枠、頂部ビーム</p> <p>部品製造委託先企業(寛正機電公司:台湾)が、鋼種を指定せずに鋼材を発注したこと及び再委託に当たって鋼種の指定をしなかったり、部品製造委託先企業(百朝有限公司:台湾)が製作したものにSPHC材で製作された部品が混入されていたことが判明した。</p>	15台 (0台)	三洋輸送機(株)が強度の低い鋼材が使用されたと仮定して再度強度計算を行った結果、建築基準法に定める基準に対し強度が不足しているエレベーターはなかった。
昌和輸送機(株) (東京都中央区)	<p>自社で製造しているエレベーターについて、設計図書上のSS400材使用部位に異なる鋼板(無規格材)が使用された可能性がある。</p> <p>対象部位:かご上枠、かご下枠、かご縦枠</p> <p>自社が明確な指示なく鋼材を発注したため、無規格材が納入された。</p>	62台 (0台)	昌和輸送機(株)が強度が低い鋼材が使用されたと仮定して再度強度計算を行った結果、建築基準法に定める基準に対し強度が不足しているエレベーターはなかった。
東芝エレベータ(株) (東京都品川区)	<p>自社で製造しているエレベーターについて、設計図書上のSS400材使用部位に異なる鋼板(SPHC材、無規格材)が使用された可能性がある。</p> <p>対象部位:ロープヒッチフレーム、レールブラケット</p> <p>部品製造委託先企業※1が設計図書と異なる鋼種を発注したり、鋼種の明確な指示なく発注したり、納入時の鋼種確認を怠っていたことが判明した。</p>	16750台 (0台)	東芝エレベータ(株)が強度の低い鋼材が使用されたと仮定して再度強度計算を行った結果、建築基準法に定める基準に対し強度が不足しているエレベーターはなかった。
			<p>・日東エレベータ(株) (東京都品川区)</p> <p>・日東エレベータ製造(株) (東京都千代田区)</p> <p>(株)エレベータシステムズ製造のエレベーターの供給を受け、自社ブランドで販売及び設置</p>
			<p>(株)コーリツ (大阪府八尾市)</p> <p>昌和輸送機(株)製造のエレベーターの供給を受け、自社ブランドで販売及び設置</p>
			<p>・クマリフト(株) (大阪府大阪市)</p> <p>・守谷輸送機工業(株) (神奈川県横浜市)</p> <p>東芝エレベータ(株)製造のエレベーターの供給を受け、自社ブランドで販売及び設置</p> <p>なお、両社とも異なる鋼板を使用した部分はブラケット部分であるが、守谷輸送機工業(株)については、自社施工である。</p>

※1(株)有田製作所、(株)アイザック、池水製作所、(株)松浦製作所、オリエンタルエレベーター工業(株)、上代工業(株)、秀栄精工(株)、石田エンジニアリング(株)、中本工業(株)、ナサ工業(株)

(別添1) [企業から報告があった内容の概要2]

製造(販売)企業	事業の概要	対象台数及び企業による検証状況	関係企業(製造企業から供給を受け販売した企業)
エスカレーター			
()内はエスカレーター強度検証法上の強度不足のおそれがある台数			
東芝エレベータ(株) (前出) (製造:東芝エレベータプロダクツ(株))	<p>自社で製造しているエスカレーターについて、設計図書上のSS400材使用部位に異なる鋼板(SPHC材、無規格材)が使用された可能性がある。</p> <p>対象部位:トラス部品(縦ばり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部品製造委託先企業(有田製作所(株))は設計図書と異なる鋼種を発注していた。 ・部品製造委託先企業(大松精機(株))が製作したものにSPHC材等で製作していたものがあった。 ・部品製造委託先企業((有)磐製工業)が再委託先に設計図書と異なる鋼種で製作を指示していた。 <p>以上のことが判明した。</p>	511台 (0台)	東芝エレベータ(株)が強度の低い鋼材が使用されたと仮定して再度強度計算を行った結果、建築基準法に定める基準に対し強度が不足しているエスカレーターはなかった。
段差解消機			
()内は強度不足のおそれがある台数			
大同工業(株) (石川市加賀市)	<p>自社で製造している段差解消機について、設計図書上のSS400材等使用部位に異なる鋼板(SPHC材、鉄鋼メーカーブランド材等)が使用された可能性がある。</p> <p>対象部位:キャスターフレーム、レール支柱、昇降モーターフレーム、かご床フレーム、かごフレーム、セットアップベース、切断プレート、ラック</p> <p>自社の段差解消機が大臣認定品であるとの意識が薄く、自らの判断で、製造図面を変えたり異なる鋼材を発注していた。また、部品製造委託先企業※2が異なる鋼材を区別なく使用していたことが判明した。</p>	292台 (45台)	大同工業(株)が、大臣認定取得の際に行った強度計算の方法により、強度の低い鋼材が使用されたと仮定して再度強度計算を行った結果、強度が不足している段差解消機は45台あった。
<p>※2:(有)高宮工業、(株)森山鉄工、(有)竹田工業、(株)吉田機工、(株)岡本工業、(株)ロング</p> <p>※3:新光産業(株)、(株)フジタカ、(株)メイホウ、大協産業(株)、(有)太成電技、(株)リフテック</p>			
いす式階段昇降機			
()内は強度不足のおそれがある台数			
シンテックス(株)【非会員企業】 (栃木県さくら市)	<p>自社で製造しているいす式階段昇降機について、設計図書上のSS400材使用部位に異なる鋼板(SPHC材、SEHC材)が使用された可能性がある。</p> <p>対象部位:いす部の座板・肘掛けフレーム・背もたれフレーム</p> <p>自社における製造図面に誤りがあった。</p>	11台 (0台)	シンテックス(株)が、大臣認定取得の際に行った強度計算の方法により、強度の低い鋼材が使用されたと仮定して再度強度計算を行った結果、強度が不足しているいす式階段昇降機はなかった。
大同工業(株) (前出)	<p>自社で製造しているいす式階段昇降機について、設計図書上のSS400材等使用部位に異なる鋼板(SPHC材、GB(中国)基準材等)が使用された可能性がある。</p> <p>対象部位:レール、ラック、肘掛フレーム、肘掛回り止めピン、背もたれフレーム、いすフレーム、いす回転軸、座面回転軸、脚受けフレーム、脚受け軸、ガイドローラ軸、レール支持金具</p> <p>自社のいす式階段昇降機が大臣認定品であるとの意識が薄く、自らの判断で、製造図面を変えたり異なる鋼材を発注していた。また、部品製造委託先企業※2が異なる鋼材を区別なく使用していたことが判明した。</p>	4658台 (0台)	大同工業(株)が、大臣認定取得の際に行った強度計算の方法により、強度の低い鋼材が使用されたと仮定して再度強度計算を行った結果、強度が不足しているいす式階段昇降機はなかった。